

午後 1 時 2 分再開

議長（川野盛幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（川野盛幸君） 金子勝治君の質問を行います。金子勝治君の登壇を願います。

（ 7 番 金子勝治君登壇 ）

7 番（金子勝治君） 議長から登壇の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました学校教育の問題について質問をさせていただきますが、これらの問題につきましては過去に数人の議員の方々が同様の質問をされていることと思いますが、本日は改めて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育、これはソクラテスに始まる、こういうふうに昔から言われていることでありますけれども、そのソクラテスの大綱というのは、どう教育するかという思想的な態度とそれは何であるかという科学的な態度とに大別されるわけであります。教育は善性を願う人間とともにあるというのであります。その善性については農耕民族的な善性、あるいは狩猟民族的な善性、それから騎馬民族的なそれもあります。そして、そのほかにも仏教社会的な善性もありますし、キリスト教社会的、あるいはイスラム教社会的な宗教的な善性というものもあります。それから、現代の世界で言うならば世界の国の数だけ政治的にもあるいは文化的にも経済的にもそれぞれの善性を願う教育が存在するというわけでありませぬ。

そして、我が国の教育としては、教えること、育てること、そしてそれ以上に子供をよくすることというこの三つに主題を置いた生きる力の育成を全面に掲げておりますところの小・中学校指導要領が告示されているのであります。それについて当市の教育要覧を見ますと、ほぼ次のような序文がうたい上げられているのであります。「21世紀を目の前に迎え、新しい時代を担う子供たちが人間として調和のとれた成長と心身ともに健全で立体的に生きる力の育成を目指して、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、生きる力をはぐくむことを目指し、高い知性、豊かな情操と特性、すぐれた想像力を備え、社会の変化に的確に対応できる心身ともにたくましい人間の育成を目指した教育を推進している」などと述べられているのであります。

学習指導要領によりますと、総合的な学習の時間のねらいとして、（1）自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。（2）学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること、というふうに示されているこの総合学習というのは、今後どのように具体化されていく方針なのかをまずお伺いしたいと思います。

次に、年間授業週数は現行どおり35週以上、小学校第1学年では34週というふうに定められておりますけれども、この35週以上にしたその授業の1単位時間の運用を一層弾力化するために、小学校は45分、中学校は50分を常例とするという現行の規定を廃止して、例えば25分の短時間授業、あるいは75分の長時間授業などを取り入れることができるようにしたとあるわけでありまして、これはどのように今後運用されていくのかお伺いいたします。

そして、3番目の問題になりますけれども、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項というところでは、個別指導やグループ別指導などを掲げて、指導方法や指導体制の工夫、改善を求めているわけでありまして。そして、また情報手段の活用に関しては、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、あるいは積極的に活用する学習活動の充実を打ち出しておりますけれども、これらの問題への具体的な取り組み方についてお伺いをいたしますとともに、当市の教育に対する熱き思いをお聞かせ願ひまして、第1回の質問を終わります。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

（教育部長 齋藤稔一君登壇）

教育部長（齋藤稔一君） 金子議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、総合的な学習の時間についてですが、議員ご指摘のとおり、今回示された学習指導要領では、子供たちに生きる力をつけるためにどのようにしていくかが示されております。中でも主体的に問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、健康や体力といったことが大切とされております。このような力をつけるためには各教科や道徳など、すべての教育活動を通して行うというわけですが、とりわけ今回新設される総合的な学習の時間に期待されているところが多いわけです。総合的な学習の時間は、ある内容を覚えるとか、技術を身につけることが目的ではなく、問題解決のための資質や能力を身につけ、主体的、創造的な態度を育て、最終的には生き方を考えることがねらいであります。このような学習は各学校においては平成14年度から完全に実施されるわけですが、今年度より新学習指導要領に向けての移行措置期間ということですので、実践が始まったところです。

具体的には国際理解、情報、環境、福祉、健康などの課題や児童生徒の興味、関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行います。そして、これらの課題を持ったり追求したりするためにさまざまな体験活動を用意します。それはさまざまな人たちの交流であったり、ボランティア活動であったり、見学や観察であったり、勤労生産的な体験であったりします。また、場所も学校だけでなく、地域のさまざまな所で行われるようになっていくと思います。こうした意味では地域の方々にいろいろとこれからご協力を願う場面が以前より増して出てくると考えております。

さて、どの学校でどのようなことをという問題につきましては、教育委員会が指示を出すということではなく、各学校で考えてやっていくこととなります。そして、それが一つの各学校ごとの特色になってほしいと願っております。したがって、ある学校は福祉を取り上げ、ある学校は環境を取り上げ、ある学校では国際理解を取り上げる、こういうことになろうかと思えます。先ほどもお話をしましたが、内容が問題になるのではなく、課題を追求していく過程の試行錯誤や自主的、創造的な態度等が問題となるわけですから、このような違いは問題等はありません。

続きまして、授業時間の弾力的な運用についてご質問いただきましたが、ご指摘のとおり、今回の改訂によりまして25分授業とか75分授業などという設定ができるようになりました。これまではご存じのとおり1単位時間、小学校が45分、中学校が50分、こういうことでありましたが、今回の改訂により時間よりも学習活動の中身、そうしたもので時間を考えるということができるようになりました。各学校ではさまざまな学習活用によって時間を弾的に運用していくことになると思えます。

例えば総合的な学習の時間や理科の実験などは集中的に行って、ある時間やりたいので75分の設定をする。また、算数や英語のドリルについては毎日したいので、それは25分に設定をするとか、そういうことになろうかと思えます。したがって、時間割も今まで学年の初めに配られた年間のスケジュールといいますが、カリキュラムということではなく、学習計画に合わせて児童生徒に示されていくということになります。各学校では既にチャイムの音を消すなどの取り組みが始まっております。今後、さらに学科や学習内容によっては時間割をどうするのか検討しているところであります。

続きまして、3番目の質問にお答えをいたします。まず、個別指導やグループ別指導に関してですが、子供たちに基礎学力をつけ、豊かな人間性をはぐくむためにもきめの細かい指導が必要であることは言うまでもありません。したがって、ご指摘のとおり個に応じた指導はとても大切であると考えております。本市ではTTによる指導や児童生徒の実態をよく把握した指導、さらには課題別にグループ分けした学習の展開などにより、個に応じた指導が行われています。さらに授業以外の場面でも学習前の準備の指導、後の補足の指導等により子供たちへの責任ある指導を先生方に行っているところであります。

また、情報教育につきましてもすべての小・中学校におかげさまでコンピューターの配置が終わっております。インターネットの接続も先般完了したところであります。こうした機器を各学校で積極的に使い、効果を上げているところですが、中学校では技術科で情報基礎を学習するのをはじめ、数学や理科等ではシュミレーションによる学習、また社会科や総合的な学習の時間においてはインターネットによる調査を行ったりしております。小学校でもコンピューターに慣れ親しむことをねらい、各教科で現在使われております。

最近ではデジタルカメラを利用し、理科の観察記録などにまとめる学校もあります。このようにコンピューターを有効に使い、情報化社会に対応できる児童生徒の育成に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 大変丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。2回目になりますので、自席から質問をさせていただきます。

教育課程の基準改善のねらいの中で、特に（４）番というのが変わりまして、学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることが平成10年12月14日の告示の改定によって特色づけられたものでありますけれども、運用の弾力化、学校の裁量の拡大、それから児童生徒や地域の実態による特色ある教育や学校づくりの一例として、国語教科の中の言語事項というのがありますけれども、語感を磨き語彙を豊かにすることがあります。そして、また中学3年生の国語教科には感性を育てるという内容の単元がありますが、毎週火曜日にある地方紙にジュニア俳壇という俳句のコーナーが設けられておりまして、これがもう何年か続いて掲載をされているわけでありまして、県内の小・中・高校生のほか、埼玉県の小・中・高校生からもこの作品がこの群馬の地方紙によく投稿され、紹介されております。しかも1句ごとに評が選者によって加えられ、句作の大きな励ましを送っているわけでありまして、私が今年の4月から調べたこの8ヵ月間の中では、藤岡市としては小野小学校で2人、それから平井小学校と美九里東小学校がそれぞれ1人、それから南中学校で2人、北中学校が1人、そして東中学校で33人、これは延べ人数ですけれども、こういう数字が出てまいりました。ちなみにほかの学校も見てみますと、例えば前橋市では荒子小学校が44人、あるいは桃川小学校は45人、沼田小学校でも42人、渋川の古巻小学校では50人、下仁田東中学校におきましては82人、熊谷女子高校では80人というほどの大勢の方々がこの8ヵ月間の中で投稿し、掲載されているわけです。

これをもう少し考えてみますと、授業の中では俳人、いわゆる俳句をつくられた先生方でありまして、その名句を知識として学ぶ、こういうことだけではなくて、自らがそれをつくり、それによって感性を育て、あるいは言語感覚を豊かにし、語彙をたくさん持ち、そして思考力を養う。こういうようなすばらしい効能があるわけでありまして、この俳人の中で有名な里川水章先生の言葉によれば、「俳句をつくるということは美しい自然の中で生きていることを知ることであり、それから、美しい日本語を知ることでもあり、感性とともに優しさを育てるものです」というふうに語られているわけでありまして、

中学生の段階では基礎学力を身につけるために、ほとんどは教育をされる時間、こう言

うと非常に失礼でありますけれども、ノートをとるとか、あるいは理解しようと必死の努力をしているというような時間でありまして、ぼやっとしていけばわからなくなってしまふ、あるいは授業に置いていかれてしまうという緊張の連続が普通の授業だというふうに私の体験として考えておりますけれども、この俳句だとか短歌、あるいは詩をつくるというのは、安心してぼやっとしてやれるわけでありまして、そのぼやっとしている中のマイペースの中でいい作品がつくられていく、豊かな表現力があらわれていく、こういうようなものがありますので、この楽しさのある時間の中で、この俳句をつくっていくということが教育に対する物すごい力になる、こういうふうに理解しているわけでありまして。

例えばこれが去年1年間の作品の中で優秀なものを年間賞として掲載されたものなのです。これを見ますと、例えばこれはジュニア俳壇でありますけれども、小学校の低学年用の双葉の部とか、それから小学校高学年から中学生を含めた若葉の部、それから高校生の人たちのための青葉の部というふうに3種類に分けられているのです。その中で、例えばこれで見ますと、この双葉の部という小学校低学年で最優秀賞は隣の新町第一小学校の4年生なのです。それから、同じく優秀賞というのが沼田小学校の2年生とか、館林市の第一小学校の2年生、それから若葉の部のところでは最優秀賞、それから優秀賞、この3人とも下仁田東中学校が獲得している。それから、青葉の部、いわゆる高校生ですけれども、これでは最優秀賞は中之条高校が取っている。それから、優秀賞で熊谷女子高校が取っている、こういうすばらしい俳句を通して感性を磨くという教育をしているわけなのです。

中には、この多野郡の中ですけれども、あるお茶のメーカーが新俳句を募集していて、これに積極的に毎年進んで投稿しているという学校もあるわけなのです。こうやって生徒の善性を磨くという努力をしている学校があるわけでありまして。

これが毎週火曜日に出されるものなのですけれども、この中にたまたまこういうことが書いてあります。この藤岡東中の生徒がちょうど3人ほど載っているのですけれども、この評の最後に「藤岡東中の作品は北爪博史先生に指導していただいたものだというふうにわざわざ書き込まれているわけなのです。ほかのところにはどこにもそれがありませんけれども、こうやって子供たちの善性、あるいは感性ということを非常に大切にしているというのが私の目に非常に強く印象づけられたわけでありましてけれども、こういうことについて教育はこれから先どのようにお考えなのか。できればこういうことを推進できるようなゆとりのある教育もぜひお願いしたいと思うわけでありまして。

それから、二つ目の問題でありますけれども、これは中学校の音楽教育についてでありますけれども、音楽の目標については表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養うと学習指導要領の中に定められております。その指導計画の作成と

内容の取り扱いのこれも（４）番目にあるのですけれども、楽器指導については、この後段には、和楽器については３学年間を通して１種類以上の楽器を用いることというふうに定められているわけでありまして、これが先ほども教育部長の答弁にありましたように平成１４年度からこれが取り入れられるというところに来ております。現在ではこれを主に鑑賞教材として春の海、あるいは越天楽、六段の調、勸進帳、鹿の遠音、こういうようなものが用いられるところでありまして、この和楽器学習のために移行措置としてどのような取り組みをしていくことが考えられているのかをお伺いしたいわけでありまして。

例えば富岡市立南中学校では、ＰＴＡの講演会という名目で邦楽教室を開きました。そして、ここでは和楽器の解説、あるいは邦楽、勸進帳、紀文大尽などの解説を行っているわけです。それから、渋川市では小学校の６校に対して音楽関係団体が邦楽とアジア南米の民俗音楽を演奏して、児童らに邦楽への興味を燃え上がらせている。それから、前橋市では「お琴を弾いてみようコンサート」というのが開かれております。藤岡市では一つの私立の幼稚園でありますけれども、もう２０年間もこの幼稚園の子供にお琴を演奏させるという教育をしている所もあるわけでありまして、和楽器というのは非常に値段が高い。それから、管理が難しい。保管もなかなか大変である。それから、教材や指導者も少ない。それから、なかなかこういうふうに和楽器教育については難問が多いようでありまして、これから我が藤岡市の教育についての和楽器教育は、どのような計画をお持ちなのかをぜひお聞きしたいわけでありまして。

そして、これからの教育の一環として、例えば普段から和楽器に気軽に触れられるような、そういうコーナーというものを例えばみかぼみらい館の一室に設けて、月に１度でもいいから邦楽家、あるいは邦楽の愛好家の人たちが楽器を持ち寄りまして、そして和楽器というものに対する意識をもう少し燃え上がらせるようにしてはどうか、このように考えているわけでありまして。

いろいろ注文が多くて申しわけないと思うのですけれども、どうか法律とか条例とか、規則にのっとった教育というのではなく、それを超えてさらに行政力のある教育をお願いしたいと思ひまして、２回目の質問といたします。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 自席からお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、感性を育てることはとても大切なことと考えております。各学校でも情操教育につきましては、現在、熱心に取り組んでいるところでもあります。特に音楽や美術などにおいては本市の子供たちの活躍は、ただいま議員さんからもお話がございましたが、大変すばらしいものがあると私どももとらえております。

また、国語に関係して作文においても読書感想文や少年の主張等において、その感性の

すばらしさを見せてくれているところでもあります。ご指摘の俳句の指導ですが、国語科において詩や短歌及び俳句等に親しむという学習があります。17文字に自分の考え方や感じたことを表現することは、日本のすばらしい文学と考えております。子供たちはそのときには豊かな感性を発揮し、創造活動が進められることを期待しています。

また、藤岡市の小学校では相撲が一つの特色になっていますが、スポーツだけでなく、このような文化的な活動も特色の一つとして熱心に取り組む学校が現在出てきております。いずれにしても学校の特徴ある取り組みによって子供たちの教育効果が高まったり、有意義な学校生活が過ごせたらよいと考えます。

続きまして、和楽器の質問につきましてお答えをします。現在、新教育課程に対応すべく、試験的に平井小学校では和太鼓に取り組んでおります。ちょうど藤岡市が国民文化祭の和太鼓の会場となるということで、市民太鼓の練習が現在・繁に行われておりますが、こうした流れの中で平井小の児童も感動的な演奏をしたり、和太鼓に親しんでいるというような報告が来ております。このほかにも南中学校では過去に三味線セットを購入して学習を始めております。また、小野小学校では今年の10月に舞台芸術触れ合い教室として文楽を鑑賞しています。文楽といいますと普段我々になじみのない日本伝統の文化であります。こうしたことも学校で行われる。

こうした音楽を中心とした日本の伝統文化に関する学習は、小・中学校とも鑑賞を中心に構成をされております。こうした中で、児童生徒は日本の伝統音楽に関心を持つとともに雅楽の楽器の音色や演奏の様子、特徴などを知る学習をしておりますが、このように児童生徒が実際の楽器を演奏したり、専門的な演奏家を招いて、その音色に耳を傾けたりして、日本の伝統芸能に触れる学習のねらいを達成させようということでこれから努力をしてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 金子勝治君。

7 番（金子勝治君） 3回目の質問になりますけれども、ただいま俳句づくりの教育とか、あるいは和楽器教育に対する丁寧なご答弁をいただきました。3回目は児童生徒、あるいは教職員の健康管理に対する問題についてお伺いしたいと思います。

前橋の保健事務所管内で高等学校でありますけれども、17歳の女子生徒が結核を発病した、このような事件がありました。しかもその生徒の兄弟、それから同じ学校の生徒を含めて22人がこの結核菌に感染している疑いがある。そのために予防措置として抗結核薬の服用を指導しているという事例がありました。

話は変わりますがけれども、八王子市の陶鎔小学校では、図工室で授業中に突然蛍光灯の部品が破裂して有害物質のポリ塩化ビフェニール、いわゆるPCBが児童たちに降りかか

り、鼻を突くような異臭と茶色の油が4人の子供たちの頭や衣服に付着した事例がありました。それから、その10日後には、岐阜市の市橋小学校でも1年生の教室で同様の蛍光灯の部品の破裂が報道されました。しかもその報道によって、実はその約1ヵ月ほど前にも千葉県柏市の小学校でも同じような事故があった、ということが判明したわけでありますけれども、この破裂して飛び散ったこの物質というのが蛍光灯の安定器に入っているところの約30cc程度のPCBオイルだったというわけであります。

これはかつては絶縁体として非常に多用されていたわけでありますけれども、ある公害事件によって毒性のあることが判明したわけです。そのために昭和47年からこのPCBの入った安定器の生産や使用を禁止していたわけでありますけれども、このPCBを使った照明器具が今でも公立の小・中学校の約25%、公立の高校でも約10%程度は残っているというふうに推計されている、こういうようなことが報道されておりますけれども、我が藤岡市の実態についてはどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

それから、次は小学校の高学年から中学生ぐらいの子供たちの中に、いわゆる貧血症というのが非常に多いわけであります。私もそういう経験がありますけれども、立ちくらみというのが非常に多くなってきて、大変苦痛なものでありました。そのほとんどというのは鉄欠乏性貧血ということで、重要な病気になるということはほとんどないというふうに言われているわけでありますけれども、その原因の大半というのは食生活の中にある、こういうふうに判断されているわけです。そういうことで、中学2年生の女子生徒についてはこの貧血検査というのが実施されているようでありますけれども、この21世紀をいよいよ託すところの少年少女の健康管理の上からも男子生徒にもこの貧血検査というのは非常に大切な要件であるというふうに思うわけであります。法律とか条例にのっとったものというだけでなく、ぜひこの点についても行政力を発揮して、どうか条例以上のものをしてあげられるような、そういうお願いをするものであります。

それから、その次は子供たちの健全な教育のために教職員の健康管理というものも当然大事な問題になってくるわけであります。この若い教職員の中には健康チェックをする必要がある状態になっているにもかかわらず、教職という大切な職務、あるいは強い責任感とか使命感、それから業務が非常に多忙である、こういうことで自らの健康管理をおろそかにしている方々もいるわけであります。そういう意味では、例えば血液検査、あるいは心電図による健康検査なども若い教職員にも実施していくべきではないかというふうに思うわけであります。

ちなみに平成10年度の教育年報を見ますと、群馬県内の普通疾病による休職中の教職員というのが小・中学校合わせて34人というふうに報告されているわけでありますけれども、その他精神的な疾患による教職員も数人計上されておりました。こういうような実



態から見ましてもこの教職員への深い配慮をいただきまして、ぜひとも若い教職員にも健康管理のための健康チェックをさせてやれるような配慮をお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

1件目のPCB使用の照明器具の実態についてであります。議員の言われるとおりPCBは絶縁性が高く、電気的特性にすぐれていることから、電気機器の絶縁油としてトランスやコンデンサーに使用されておりました。しかし、昭和47年のカネミ油症事件をきっかけにPCB問題が発生し、昭和32年1月から昭和47年8月までに製造されておりましたPCB安定器は、これ以降生産が中止となっております。当市の教育関係の建物で、昭和47年以上に建築されたものとしては小野小、美九里西小、平井小、南中の各プールの機械室、それから旧南中寄宿舎、これは現在生徒等は使用しておりません。それと南中の校舎、これの関係にPCB使用の照明器具が使用されている可能性があります。そういうことで、現在調査を依頼して調査中であります。

なお、平成12年11月28日付の社団法人日本照明器具工業会長今井清輔よりPCB使用照明器具の劣化によって生ずる事故の未然防止のための点検、交換、保管等に関する情報提供及び交換促進支援についての通知が来ております。その中では取りかえ等、そうしたいろいろなものについては平成13年1月から平成14年3月、この間を業界の方の運動期間ということで定めております。この期間内に実施しますと電気工事店の紹介や交換する照明器具の費用が軽減できるような当工業会員企業が電気工事店と協力して個別に相談に乗るなどの支援を行う。こうした通知が参っておりますので、当市におきましても教育関係施設にPCBの使用された照明器具の確認がされた場合には、この運動期間内において早急に、でき得れば今年度中に何らかの形の予算措置をいただきまして対応していきたい。また、今年度実施が仮にできなかった場合にも新しい年度の当初の中で実施をし、問題の解消を図っていきたい、このように考えております。

また、若干時間がそれまでかかりますので、既に南中が一番問題となるわけですので、この学校長宛にこうした器具の関係について注意、あるいは教職員に周知するような通知を出させていただきました。

それから、2点目の貧血検査の関係であります。これは学校保健法施行規則において定めております。血液検査による貧血検査は群馬県の児童生徒健康管理対策実施要綱によって中学2年生と高校2年生の女子、これは先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、この時期に女子の貧血が多いということで検査をしております。

それから、一方、男子生徒を含めた健康関係についてですが、食生活の指導については

小学校から中学校まで継続的に行っております。小学校低学年では学級活動や給食の時間を中心に食物と栄養についての指導を行って、また中学校、高等学校高学年、あるいは小学校高学年と中学校では家庭科や保健体育の教科でも健康と栄養の関係をより詳しく具体的に指導しております。藤岡市では昨年度食の指導ということで群馬県から指定がありましたので、給食センターの栄養士等が中心になりまして、児童生徒の食生活の指導をこれまで実施してまいりました。食生活指導については今後も各学習を通して指導していきたいと思っております。

それから、3点目の教職員の健康診断についてであります。これも学校健康施行規則で年齢に応じた検査項目が定められております。これに基づきまして実施をしております。教職員の健康管理は、具体的には全員の教職員では視力及び聴力、先ほどのお話のありました結核の有無、それから血圧、尿、その他の疾病及び異常の有無ですが、先生の場合には我々もそうですけれども、人間ドックの方にもほとんどの先生が行っております。そういうことで、胃の疾病やそうした異常の有無、あるいは貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、心電図検査等が行われております。

教職員についての健康管理は各学校において学校長の監督の下に学校医の協力を得て行われておりますが、児童生徒を指導する教職員が心身ともに健康であることは大切なことでもありますので、今後とも引き続き指導をしていきたいと考えております。いろいろご質問、お考え等をいただきました。引き続き今後とも教育行政にご理解をいただき、お願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 以上で金子勝治君の質問を終わります。

次に、斉藤千枝子君の質問を行います。斉藤千枝子君の登壇を願います。

（11番 斉藤千枝子君登壇）

11番（斉藤千枝子君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました2点について質問させていただきます。

初めに、子ども読書年についてお伺いいたします。本年、2000年は子ども読書年です。子どもの活字離れが進んでいて大きな問題になっています。中学生の平均読書量は1ヵ月1.7冊、小学生では1ヵ月の間に1冊も読まない子供が11%もいると言われ、このまま読書の習慣が廃れてしまえば日本の未来はないというまでの危機意識が生まれています。また、現代の人間社会に広がる心の荒廃を乗り越えるには、読書によって力強く生きる力、希望、勇気、活力、負けない心を地道ではあるがはぐくむことが解決策の一つである。また、テレビや漫画だけでは想像力は育たない。人間が人間らしく生きるためには想像力が必要であり、想像力こそが人間を進歩させてきた。テレビやコンピューターもとは人間の想像力から生まれ、そして希望も目の前の現実に負けない想像力から生まれ

る。人の心の痛みや喜びがわかるようになる。そして、その想像力は活字を読むことによって鍛えられる。活字離れになった社会が思いやりのない社会になると警告を鳴らしています。

読書の効用はたくさんありますが、広島大学の山本助教授は、読書をしている子としていない子に何か差があるとすれば未知の知識の柔軟性、他者に対する許容性などの現実を認識する力の違いなどが考えられる。そして、読書は人間の意思による内側からの変革が可能なこと。物事の本質を見抜く力、判断力、疑似体験をする心の経験を重ねることによって、人間的な幅や厚みなど人格の基礎ができ上がっていく。読書だけが人間の成長を促すものではありませんが、読書ほど手軽で効果の大きな方法はないと話されています。

今、朝の10分間読書運動が全国の小・中・高校で取り入れられています。これは12年ほど前、千葉県の1人の教師がクラスで始め、3ヵ月後には全校で実施、93年には実践記録がまとめられ、出版されたことやテレビなどで紹介されたこともあり、今では全国で4,083校で行われています。1日の授業が始まる前の10分間に生徒と教師が一緒に読書をする。モットーは「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」だそうです。本の嫌いな子も勉強の嫌いな子も10分くらいなら我慢できる。強制力はなく読みたくない子は読まなくてもよいという負担がなく、気軽に取り組めることができ、さまざまな面で効果が上がっているということです。1日のスタートが静かな・困気で始まり、読む力、表現力、集中力等、学校生活に落ち着きが生まれた。

そこでお伺いいたしますが、藤岡市の小・中学校で朝の10分間読書を実施している学校はあるのでしょうか。また、それぞれの学校で読書に対し、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。また、図書館や児童館において幼児や児童に対してどのような活動をしているのでしょうか。ボランティアの方々の活動についてもお伺いいたします。

2点目の質問、児童虐待について質問させていただきます。深刻な社会問題になっております児童に対する虐待についてお伺いいたします。保護者による子供への虐待での死亡や傷害などが後を絶たず、連日のように痛ましい事件として報道されています。先日も生後2ヵ月の我が子に我が子が泣きやまないとの理由で煮え湯をかけた。また、3歳の女の子を餓死させたとの報道がありました。このような深刻な実情を裏づけるように1999年度に児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数が1万1,631となり、10年間で10倍を超える急増となっています。

虐待の内容は、暴力などの身体的虐待が半数を占め、食事をさせなかったり、病気ののに放置したりという保護の怠慢や拒否が3割弱、また虐待する側は実の母6割弱、実の父が4分の1、また虐待される子供は就学前の幼児や乳児が約半数を占め、小学生が約3割とのことです。しかし、このように把握されている数字は氷山の一角とされています。

そんな中、11月20日に児童虐待防止法が施行されました。今までは家庭内の問題とされてきたこともありましたが、児童虐待の定義が身体に外傷を与え得る暴力、わいせつな行為、衣・食・住の世話をしない、置き去り、医者に見せないなどの育児放棄、心に傷を与える言葉、態度など明確にされ、一切の児童虐待の禁止が明文化されました。虐待を発見しやすい教員、医師などは早期発見に努めるよう義務づけ、通告の際はその内容で責任を問われない。また、子供の保護を促進するための規定がされています。

そこで、お伺いいたしますが、藤岡市における幼児虐待の現状をお伺いいたします。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 斎藤議員のご質問にお答えをいたします。

読書の重要性につきましては、議員さんのご指摘のとおり想像力を高めたり、知的好奇心を満たしてくれたりするのみならず、読書による感動によって豊かな人間性をはぐくむことができる素晴らしいものと考えております。群馬県でも子ども読書年にちなみ、本との出会い200プラン群馬子供読書活動推進事業を立ち上げ、子供たちがたくさんの本に親しめるようなサポートをすることになりました。これに関しては先ごろ群馬県の本200選の紹介があったばかりであります。藤岡市の教育委員会といたしましてもこうした本を積極的に読むように進めていきたいと考えております。

ご質問の朝の10分間読書をしている学校がどうかということにつきましては、市内の小学校11校のうち8校、それから中学校では5校のうち3校が実施をしております。このうち小学校では曜日を決めて週2回行っている学校が3校、週1回行っている学校が5校、また中学校では3校すべてが読書週間や月間を設けて、その期間ごとに毎日行っております。

それから、続きましてそれぞれの学校における読書に対する取り組みについてお答えをいたします。藤岡市では平成10年度から3年間、ご案内のように文部省の図書館情報化活性化推進地域の指定を受けまして、ハード面、そしてソフト面、読書を中心とした学校図書館及び市立図書館の活用について実践、研究を進めてまいったところであります。これからお話しする中身は、こうした研究の成果を各学校から報告をいただいたもので、参考に申し上げます。

一つとして、読み聞かせ活動については各学校で盛んに行われている。読み聞かせを行う者は教師はもちろん学校図書館司書や地域のボランティアなどさまざまです。また、本の紹介などを中心とするブックトークを行う学校もあります。さらに専門家を招いて読み聞かせ講演会を実施している学校もあります。

それから、二つ目にはほとんどの学校で読書週間や読書月間を設け、読書指導の強化、

あるいは充実を図っています。期間中、先生からのお薦め本の紹介や読書だよりの発行、図書委員会の宣伝活動などを通して、多くの児童生徒は読書に親しむよう啓発をしています。

そして、3点目として図書館とのネットワーク化により図書館の本が学校でも借りられるようになり、児童生徒の読書量の増加に役立っています。このような回答がございます。

このほか、各教科での調べ学習などにおいても図書館の利用度は現在増してきております。今後もこのような読書や図書館の重要性を認識し、図書に関する情報センターとしての学校図書館の整備に努めたいと考えております。

また、冒頭にありました子ども読書年の関係では、これは図書館でもいろいろの取り組みをしております。子ども読書年とは、児童図書出版社、学校図書館関係の代表的な方々がこの子ども読書年をつくりたいという願いから、この関係の議員連盟の議員に要望が出され、それが国会において1999年8月の子ども読書年に関する決議ということで、現在の読書年の決定に結びついております。

決議文を見ますと、政府は読書の持つはかり知れない価値を認め、国を挙げて子供たちの読書活動を支援する施策を集中的かつ総合的に講ずるべきであるとうたっております。議員さんご指摘の子供の活字離れ、こういうものにつつましてもいろいろお考えがあらうと思います。また、これは後ほど質問があらうかと思しますので、その際にお答えをしたいと思っております。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） 児童館における本の読み聞かせ活動についてお答えをいたします。

児童館では、ボランティアの方々により幼児とお母さん及び児童を対象として本の読み聞かせを実施しております。幼児とお母さんを対象としたものは、毎月第1から第4までの木曜日に実施し、年間約2,000人が参加をしております。また、小学校1年から3年までの児童を対象としたものは、毎月第1と第3の木曜日に実施し、年間約900人が参加をしております。以上が活動の状況でございます。

また、本の読み聞かせは親子で一緒になって本を読んでもらい、スキンシップをしながら親子でともに感動を得られることや本に触れる機会を増やし、本好きの子供をつくるなどの効果があると思います。また、お母さん方には子供たちにどんな本をどのように読み聞かせるのかを考える上で、母親にも大変参考になるものと思います。そして、さらに家庭で子供たちに読み聞かせを行うことは、子供たちの情操をはぐくむ源になるものでございます。今後とも関係機関と連携し、内容の充実を図りながら、事業の推進に努めてまい

りたいと考えております。

続きまして、当市における児童虐待の現状についてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、ここ数年、子供虐待の言葉をテレビやラジオ、あるいは新聞等の報道で目にし、耳にすることが多くなってきており、児童の健全育成上、深刻な問題となっております。国においても平成12年度児童虐待の防止等に関する法律、いわゆる虐待防止法を制定し、その防止について積極的に取り組みを始めました。

本市においてもこれまで児童に関する相談の中で、決して多い件数ではないにしろ、児童に対する虐待のケースは存在をいたしております。虐待に限ってみますと、平成7年ごろから数年は、年1ないし2件でありましたが、平成11年には6件の相談があり、平成12年には11月現在で6件のケースを抱えております。

相談内容では、いわゆる暴力を伴う身体的虐待が2件、近年、社会的問題となっておりますネグレクトと言われる育児放棄、不適切な養育が4件であり、その相談内容も複雑化、深刻化してきていることは十分認識をしております。目に見えない、あるいは表に出づら、育児放棄に代表されるネグレクトや心理的虐待が多くなってきているのも一つの特徴であると思います。

昨年度から現在までかわりがありました12件について見てみますと、虐待を受けた児童の年齢は1歳から12歳までであり、その虐待者は7件が実母、4件が実父、1件がその他家族となっております。児童虐待は家庭内で近親者によって行われるのがほとんどであるため、発見が困難、または遅れる場合が多いという側面がありますので、早期、そして適切な対応が最も重要とされております。このため、今後は相談に来るのをただ待つだけではなく、早期発見と適切な対応のできる相談支援体制の整備を図り、児童虐待の未然防止に努め、児童福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（川野盛幸君） 斉藤千枝子君。

11番（斉藤千枝子君） 2回目ですので、自席から行わせていただきます。

ただいまの答弁の中で、朝の10分間読書運動が小学校で8校、中学校で3校というお話だったのですが、毎日ではなくて週2日とか1日、あるいは読書週間に限っているということなので、先ほど言われたモットーの毎日であるというところから考えますとないのではないかと思います。

先ほどの4,083校というのは、今年の朝の読書推進協議会の8月の調査時点でアンケートに答えていただいた学校だけで、県別の調査を見ますと200校以上あるところもあるのですが、群馬県は49校で少なかったのです。それでちょっとお伺いしてみたわけなんですけれども、読書年は今年で終わりですけれども、今年を初年度と考え、子供の読

書運動、そしてさまざま効果の上がっている朝の10分間読書の推進を図っていただきたいと思います。

2回目の質問に移らせていただきますが、子供は1人では本の楽しさを知ることができません。大人が手を貸してあげる必要があり、幼児期から家庭での読み聞かせが重要であると言われていました。やっと立ち上がれるようになったゼロ歳の我が子に、お母さんが本を開いてあげた。すると、子供はばあばあと言って目を輝かせ、両手で顔を隠した。お母さんの方がうれしくなって、この次にはどんな本を与えようかと胸がときめいた。また、2、3歳になると大人が言葉をつないでもお話が聞け、自分でまとめることができると言われていました。子供は物語が大好きで、そしてまたお母さんの声が好きです。我が子に読み聞かせをしたことのあるお母さんは皆経験をしたことですがけれども、子供が本を読んでもらっているときは目を輝かし、また時にはいつの間にか眠ってしまっている。子供にとってはとても幸福なときです。今のお母さんは忙しくて時間に追われてしまっていて、時にはテレビに子守をしてもらったりしています。しかし、だからこそ親は子に本を読んであげ、親子して楽しい時間を過ごす。一冊でも多く読んであげることが子供が本を好きになる。そして、親子の信頼関係を強くしていく根っこになっていくものと考えます。

また、乳児に読ませる場合にはこちらに注意を向かせるために子供をあやしますが、その何げない行為がコミュニケーションの基礎を養い、子供の聞く耳を育てるとも言われています。すべての母や子供に読み聞かせを願うわけですが、ある本によりますと家庭に本棚がない家が半数はあると書かれていました。

そこでお伺いいたしますが、先ほど図書館利用カードが今、あるわけですがけれども、図書館利用カードを乳児健診のときに持たせていただいて、またゼロ歳から3歳までの絵本の紹介ですと、及び親子で読み聞かせを行うときのアドバイスを書いた小冊子、できれば絵本もと思いますけれども、絵本は無理としても図書館利用カードと小冊子をお一人お一人のお母さんに手渡していただくことはできないかと考えます。藤岡市の図書館は幼児コーナーも整っておりますので、積極的に働きかけ、一人でも多くの親子に親子間の読み聞かせの体制を整えてあげることが子供にとって大切であり、それはまた藤岡市の未来をつくっていくものであると考えます。そして、そのとき図書館の方、またはボランティアの方に読み聞かせについてお話をさせていただき、家庭での親子による読み聞かせの推進を図っていただけたらと思います。

小冊子は手づくりでよいわけですがけれども、紹介絵本のコメントをお母さんが読んで、自分もまた子供も楽しめるかという感じを抱ける言葉で紹介していただけたらと思います。また、私も我が子に読み聞かせをしましたけれども、後になって読み聞かせの仕方が間違っていたと思うことがありますし、多くのお母さんが迷ったりしていることもありますの

で、子供にとってよりよい楽しい時間となりますよう基本的なアドバイスも書いていただき、小冊子と図書館利用カードを多くのお母さんと子供が訪れる健診時にお渡しできたら、一人でも多くのお母さんたちに読み聞かせをしていただけるのではないかと提案いたします。

幼児虐待について、2回目の質問に移らせていただきます。藤岡市において、現在6件あるとのことですが、本当にお手数をかけて大変な思いをなさっていらっしゃるかと思えますけれども、さまざまな観点からの指導や支援をよろしくお願いいたします。先ほど申し上げましたけれども、虐待をする人の6割弱が実の母親であり、またある調査によりますと子育て真っ最中の母親の9%が子供を虐待しているとの結果もあります。核家族化が進み、孤立無援の中、子育ての重荷を背負った母親の葛藤やストレスなどがあり、社会的ケアシステムの整備やしいては現代社会の子育て不安、家族のあり方、教育のあり方、また人権問題など根本的な問題があります。児童虐待は家庭という密室で起こる悲劇であり、されている子供にとっても、またしている親にとってもこれ以上不幸なことはありません。虐待に対する早期発見と個々に即したきめ細やかな対応ができるシステムの確立を望むわけです。

さきの10月、愛知県で言うことを聞かないという理由で、両親が10歳の男の子を粘着テープで目隠しをして、飲まず食わずの状態で40時間以上、自宅の2階のベランダに裸で立ったまま縛りしけ、死亡させるという事件が起こりました。言うことを聞かないということの内容は、家の中で暴れたりうそをついたりすることであり、行為障害という診断が下され、入院先を探しているところでの事件であったそうです。しかし、行為障害といっても学校においてはそれに該当するような行動は見られなかったそうです。学校への問い合わせを行うことが必要であるのに、親の言い分ばかりを聞いて判断していたわけです。親子の間で行為障害がつくられていったのではないかと。親の対応のまずさが子供を追い詰め、暴れやうそをつくようになったのではないかと。実際に両親は夏ごろから子供をベランダで正座させたり、またテント生活を繰り返させるなどして異様な対応をしていたということです。

私がこの話を出したのは、関係機関の連携や早期の対応がいかに大切かということです。保健、教育、福祉、医療などの関係機関で協議会を設置して、地域社会への啓発や情報を交換、共有し、早い段階で虐待の芽を摘み、虐待を受けた子供たちをいち早く保護し、心身のケアをしていただきたい。虐待を受けた子が親になったとき、同じように虐待に走る傾向が指摘されています。藤岡市子育て支援総合計画、子供が輝くまち藤岡には、地域における人間関係が希薄になりがちの中、虐待等の問題が表面化しにくい状況を踏まえ、民生児童委員等を中心に保健、医療、福祉、学校など関係各機関の連携を強化し、地



域の協力も得て問題の早期対応に努めますとうたわれています。未来に向けて限らない可能性を秘めた藤岡市の一人一人の子供が安全な環境で伸び伸び育つことができるよう未然防止等、早期救済のための関係機関での児童虐待防止協議会等の設置のお考えはないかお伺いいたします。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 自席からお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように子ども読書年は単年度で終わりますが、こういった事業は単年度で終わらせるということではなく、また終わらせてしまっただけでは全く意味がなくなってしまうということでもありますので、継続していきたいと思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

1点目のご質問の乳児健診時に図書館利用カード、絵本の紹介リスト、アドバイスの小冊子、こうしたもののご質問をいただきましたが、まず利用カードですが、当市におきましては小学校の入学時に児童全員に利用カードを作成し、プレゼントしております。これは児童が成人になっても等しく図書館を通して図書の利用ができるようにとの思いから、市立図書館が新館オープンしたときより行っているものであります。

そうということで、議員のお考えのように乳児に交付をしても自分の知らない場所でカードができてしまうということになりますので、紛失した場合にはまた再交付のカードになりますので、入学時に他の子供と利用カード等が違ってしまふ。そんなことがございますので、この関係については前向きに検討するというよりは現状維持か、そんなことでご理解をいただきたいと思ひます。

それから、絵本の紹介リストや小冊子につきましては、まことに大変よいご意見をいただきましたので、これについては作成する方向で早い時期に検討努力をさせていただきます。

また、乳幼児への読み聞かせにつきましては、子ども読書年にちなみ、英国で始まりましたブックスタートが最近注目され、日本版ブックスタートが考えられております。これは赤ちゃんとお本を通して楽しい時間を分かち合う、こうしたことを応援する運動であります。図書館でも健康管理課と共催し、毎月行っております健康管理課事業の歯磨きっ子教室、こういう中で1歳児の子供を持つ母親に本を読む大切さやどのような本を読ませたいか等、図書館の司書により図書リストやパンフレット等を渡し、現在、指導をしております。子供というものはお母さん、家族に読んでもらったことや何の本であったか、大人になっても鮮明に覚えているものと思われ、その影響力につきましてははかり知れないものがあります。こうした観点に立って講座を開催いたしております。

また、一方図書館の中には児童コーナーに乳児コーナーを設置し、絵本等の利用がお母

さん方に大変喜ばれております。そして、毎週土曜日には児童コーナーの中にありますお話の部屋というのがありますが、ここで幼児対象にボランティアグループのお話の会のおたまじゃくしの会、これは会員20名おりますが、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っており、多くの子供たちが現在楽しんでおります。

そういうことで、このようなことは乳幼児の感受性や豊かな心を広げ、人を思いやる第一歩の気持ちをはぐくむのみならず、それを見守るその子供たちの両親にとって、育てていく上の一つの道先案内人となることを確信しております。年間事業といたしましても幼児、児童を対象に人形劇の講演、クリスマス会等を開催し、まず図書館、あるいは職員に親しんでいただき、そして子供たちに図書館を好きになってもらうような務めを行ってるところであります。

また、一方ご案内のように市の児童館、ここにも図書室があります。そこには団体貸し出しということで市立図書館の児童図書をそちらへ持っていき、そして幼児、児童やお母さん方への図書の提供、あるいはボランティアグループお話の会のおたまじゃくしの会員を派遣して読み聞かせ等を行っております。

このように図書館、健康管理課と関係機関で乳幼児の読書人口の拡大に努力しているところでございますが、子供は親の影響力が強く、議員さんのおっしゃるようにまずお母さん方に本を好きになっていただき、本の大切さ、必要性を考えていただくため、健康管理課、関係機関とも今後協力をし合いながら、正しい読み聞かせ、そして読書人口の拡大のために努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） お答えをいたします。

虐待防止の解決には、限られた人間に限られた範囲で対応するのではおのずと限界がございます。家庭、地域、学校、そして行政が一体となって現実的で機能的なフォローをしていく体制の構築が必要であるわけでございます。このため、平成11年度に策定いたしました藤岡市子育て支援総合計画には、社会支援体制、ネットワークの構築や市民との連携体制の構築、そして家庭児童相談室の充実の必要性が盛り込まれ、また仮称でございますが、藤岡市子育てフォーラムを組織し、子育てにかかわる庁内関係部課、市内関係機関・団体、子育て中の親等で構成し、子育てにかかわる問題に積極的ににかかわることの必要性が示されております。このようなことから、児童福祉の担当部といたしましては、これらを踏まえ、相談体制の充実を図るとともに、平成13年度中に仮称藤岡市子育てフォーラムを発足させ、児童の虐待を含む子供の問題に積極的に対応するとともに、社会的ケアシ

STEMの構築に向け、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（川野盛幸君） 斉藤千枝子君。

- 1 1 番（斉藤千枝子君） 最後に、市長にちょっとお伺いしたいのですけれども、あと半月で21世紀となります。児童に対する問題も児童虐待、またドメスティック・バイオレンスに伴う子供の立場、子育て不安とかいじめ等多岐にわたり、それはまたさまざまな観点からの問題解決やケアが必要となってきます。21世紀が、未来の宝である子供たちが真に輝く藤岡市となるために、家庭児童相談室の充実を図っていただきたいと思っておりますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

議長（川野盛幸君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（中易昌司君） 市長にご質問でございますが、家庭児童相談室の充実についてお答えをいたします。家庭児童相談室は、児童福祉法に基づき福祉事務所に設置すると定められております。相談員につきましては定員を設けておらず、当市においても過去に複数の相談員を設置したことがありますが、平成5年より1人体制で対応しております。昨今の相談内容の複雑深刻化に伴い、相談員の資質の向上を図ることはもとより、複数にすることにより、よりよい支援ができると思われまので、十分検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（川野盛幸君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 斉藤議員の質問にお答えをいたします。

先ほど来より児童の問題等についていろいろな問題提起がされたり、あるいは行政の方でお答えをしたりしております。まさにこれからの社会構造というか、そういうものがますます変わって、子育てという問題に対して非常に新たな発想で物事に取り組んでいかなければいけないという時代を迎えていると認識しております。家庭児童相談室の充実を図っていくことについては、私どもも十分承知して取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（川野盛幸君） 以上で斉藤千枝子君の質問を終わります。

次に、笠原史嗣君の質問を行います。笠原史嗣君の登壇を願います。

（10番 笠原史嗣君登壇）

- 1 0 番（笠原史嗣君） それでは、議長より登壇の許可をいただきましたので、さきに通告してあります藤岡市の学校教育についてを質問させていただきます。また、先ほど金子議員と重複する点等もあるかもしれませんが、担当部課におきましてはよろしくお願いをしたいと思います。

っております。

20世紀がよいよ幕を閉じようとしております。戦後の復興から現在まで、さまざまな形で教育に対する取り組みが行われてきたものと思われま。また、その時代背景においての教育が行われてきたことも事実だと思われま。今までの教育があり、現在があるものと考えま。最近では国でも行われている教育改革会議など、各地域で見直しと改革を図ろうという動きが頻繁に聞こえてきております。原因を上げるとすれば、さまざまな要因があると思われま。学校教育が先行してしまい、社会教育が遅れをとり過ぎているのではないかと、学力評価よりももっと人物評価をすべきではないかと、もっと個性を伸ばせるような教育をすべきではないかと、言い出せば切りがないような現状だと拝察しま。しかし、学校だけに任せ切りの体質にしてしまいがちな現状をつくり出していることの社会的な要因も、無視はできません。21世紀にはそれぞれの個性を尊重するような教育や学力重視ではなく、ゆとりの時間を使った教育、そして今一番叫ばれている心の教育の充実を今後は考えていくべきではないでしょうか。

つい先日ですが、県の教育委員会との勉強会で、地域全体をもっと教育の場として考えるべきだというお話を伺ってまいりました。それはどういうことかといますと、三つのキーワードがあるというお話を伺いま。まず、スペース・フリー、地域に広く教室を求めること。マン・フリー、先生は一人ではありません、どこにでもいるのですよということ。そして、タイム・フリー、学習の時間はいついかなるときでも、どの時間でもあります。このような三つのキーワードを考えてみてはどうかとのお話を伺ってまいりました。もちろん、これがすべてよいかという話は別の話でありますけれども、いろいろな発想を持ち、今後は検討すべきことと考えま。

もうすぐ待ちに待った21世紀がやってまいります。教育は、今までどちらかという教育委員会がつかさどるというだけではなく、PTAを含め地域の人材活用や意見を発言する場を地域全体で取り組めるような環境づくりをこれからは考えていくことが、ひいてはすばらしい人材育成につながるものと思われま。

そこで、藤岡市においての現状とこれからの教育ビジョンについて、今議会でもまた新たに再任されまして、21世紀に向けてのすばらしい教育を実践していく教育のトップでもあります岡田教育長にお答えいただき、1回目の質問とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 教育長。

（教育長 岡田 要君登壇）

教育長（岡田 要君） 笠原議員のご質問にお答えをいたします。第1回目の答弁が私のところに回ってきたので、大変大上段に振りかぶったようなことになると思いまけれども、お聞き取り願いまと思いま。

市の教育方針ですが、毎年、教育方針をつくりまして、各学校に周知徹底をしているわけですが、その中でこんなふうに書いております。進展する現代社会の趨勢と本市の教育の実態を踏まえ、正しい国民的理解のもとに健康で個性豊かな市民の育成を目指し、学校教育の推進と社会教育の振興を図る、こういう基本で進めております。

そこで、ご質問の教育の現状とこれからの教育について述べよ、ということでございますので、私の教育に対する考え方等を申し述べさせていただきます。まず、第1でございますが、基礎的な学力の向上であります。第2点目は、社会性や倫理観、正義感などの共同体ルールの体得であります。3番目は、歴史・文化の伝承であります。4番目は、知的及び人的指導者、リーダーの発見と育成でございます。こういう役割を担っていると考えております。これにより個人が社会で生きていくためのすべと価値観、これを組織的に身につけさせると同時に、社会や国家など共同体を維持していくという社会的システムとしての機能を持つことであります。教育は家庭や社会においても担うことは当然であります。これまで学校が大きな役割を果たしてきたものであり、これからも引き続き学校が主要な役割を担う必要があると考えております。学校教育において、学力の向上を図ることは当然のことではありますが、共同体のルールを教えて子供たちに社会性を身につけさせることも学校の重要な役割であり、知識の習得だけに役割を限定することは適切でないと考えております。

我が国の戦後教育は、高校、大学への進学率の上昇など、教育の普及を通じて平和的国民の教育水準を高め、経済社会の発展の原動力となったと思います。また、個人の価値と自由の尊重という教育は民主主義の定着に大きな役割を果たしたものと考えております。しかし、一方で欠けたものもございます。一つは、平等主義の行き過ぎによる画一化、知識の詰め込みの重視。二つ目は、青少年に個の世界が広がり、青少年非行や校内暴力、いじめなどが広がったこと。第3は、個人主義の行き過ぎで公の軽視という傾向があらわれたこと。それによって地域社会と国家の秩序への維持に共同で責任を負い、よりよい社会を主体的につくり上げていくという意識、公民としての意識が不足したこと。また、文化の持続性を学ぶ歴史教育も十分でなかったこと。また、近年の問題点として、何のために勉強するかという意義が不明確になり、学習への興味や意識が薄らいでいること。さらには、自らの問題としてとらえ、イニシアチブをとることが不足していることなどが挙げられます。

こうした反省を踏まえまして、現在、カリキュラムの改編を中心とした諸改革が進められているところであります。新学習指導要領で目指しているのは、習得した知識に基づき自ら考え、問題を解決する能力の育成であります。すなわち、学習する意欲の醸成を視野に入れながら、基礎・基本は確実に習得した上で、それをさまざまな場面で実際に生かし

ていく力の育成、いわば学力の実質化をねらっております。こうした考えのもとに、子供の能力や個性は多様であるという前提に立って、平均値に合わせた一律一斉の指導からの転換を図っております。具体的には、全員が一斉に学ぶべき内容は削減するけれども、基礎・基本については全員が確実に習得できるよう、繰り返し徹底した指導を行うというものであります。同時に、学習指導要領は最低の基準であり、理解の早い子にはより高度な内容を教えることも可能であることを明確にしています。さらに、わかる喜びや本物に触れる感動を味わわせることによって学習意欲を醸成するため、総合的な学習の時間を設定するなど、体験的な学習や課題学習を重視し、その充実を図っていきたくております。また、教科によっては20人程度のグループ指導が可能となるよう教員の配置を行うなど、条件整備などにも努力していきたくております。同時に、スポーツ・文化活動、ボランティア活動など、さまざまな体験を通じて知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を持った人間に成長していただきたい、こういうふうにしておるわけであります。

最後に、教育をよくするためには市民の意見を謙虚に受け止めながら、よりよい教育に向けて改革を進めていきたくて考えておりますので、今後とも叱咤激励をいただきたいと思う次第であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 大変ありがとうございました。あと半月ほどで21世紀の扉をあけるときの参りますので、教育長におかれましては大変たくいまれなる指導力をお持ちで、また教育現場、地域の人たちと協力した中で、新しい教育方針等を打ち出さいただきながら頑張っていたいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先ほど来、触れさせていただいておりますけれども、これからは国・県の指針はもちろん参考にするべきだと思っております。それよりも、その地域での個性を持った、特色のある教育の創造が不可欠ではないかと考えます。また、それぞれの市町村が教育ビジョンを創造することや、またそれに伴った行政施策も大変重要になるものと思われます。最近ですが、県の学校教育課に県教委の考え方等を伺いに行つてまいりました。市の教育方針と県の教育方針を確認した上でいろいろと考えなくてはいけないものかと思つたので、伺つてまいつたわけなのですが、もちろん現在の藤岡市の教育方針に対して批判するためではなく、また今までに取り組んできましたことを否定するつもりもさらさらございませんことは理解していただきたいと思っております。

また、それを踏まえた上でお聞きしたいと思つますが、質問要旨の2番目の開かれた、特色ある学校づくりについてですけれども、平成14年度からは学校週5日制が実施され

るわけです。また、文部省で出しました小冊子を見ますと総合学習の時間が新設され、小学校では3年生から週当たり3時間程度、中学校では週当たり2から4時間程度、高校につきましては卒業までに3から6時間程度が実施されるものと聞いております。この時間を子供たちが有効活用できるように、ぜひとも取り組み方を藤岡市全体で考えていくべきではないかと思えます。また、開かれた学校とは地域全体のさまざまな人が触れ合える場所づくりでしょうし、地域の人材を有効利用することだと考えます。地域の先生をデータベース化して登録のできるような制度を、ぜひとも創設していただきたいと思えます。そうすることが特色ある学校づくりにつながると思えます。教育委員会をはじめとする関係部署が今までにもいろいろな取り組みをしていることはよく理解をしておりますので、さらにすばらしい取り組みを段取りしているところだと思えます。藤岡市は現在どのような形でそれにつきまして取り組んでいるのか、そして今後どのように取り組むのかを確認させていただきたいと思えます。中学校についてでお願いしたいと思えます。

そして、次に3番目の男女混合名簿の導入についてですけれども、これにつきましては男女共同参画社会の推進に伴うもので、導入について検討しているのかをお尋ねしたいと思います。ある時期の新聞紙上を見ますと、藤岡市は調査に対しまして無回答で、ほかの10市につきましてはしっかりと回答し、順位づけがされておりましたけれども、なぜ藤岡市におきましては無回答にしたのかをお聞かせください。また、混合名簿の導入に対しましては、今後議論や検討をしていけばよいことでもありますけれども、このアンケートにつきましては県と70市町村に対して調査をしているわけですから、回答すべきものではないかと思われまます。また、回答する必要がないので無回答としたのかと思われてしまうようでありまますと大変残念なことで、市のイメージがまた悪くなってしまうのかと心配であります。担当課の回答をよろしくお願ひしまして、2回目の質問にさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 笠原議員の質問にお答えいたします。

議員は、開かれた学校とは地域全体のさまざまな人が触れ合えるような場所づくりである、こういうご指摘をされましたが、私もそのとおりであると考えております。中学校に限ってですが、生徒が地域の人や自然などと触れ合う活動を紹介します。まず、ボランティア体験活動ですが、老人ホーム等への訪問活動、交流活動、校区内の清掃活動などをはじめ、アルミ缶回収の収益で施設に車いすを寄贈する学校もあります。最近の特徴は、生徒自身がどんなボランティアがあるかを考え、夏休み等を中心に自発的に取り組みをする学校が出てきております。

次に、進路に関する体験活動です。これは見学だけではなく、職業体験をすることで生き方について考えるきっかけをつくり、問題意識を持たせたりするねらいのものであり、すべての中学校で2年生を中心に行われております。生徒たちは実際に働くことで大きな感動を覚え、そうした中から職業に対する考えを深めています。この活動には、事業所からの協力が必要で、いろいろなご迷惑をおかけしているところですが、今後藤岡市を背負って立つ中学生の学習なので、これからもご協力をお願いしたいところであります。今年度は5校中2校が1日から2日に日数を増やしました。今後は1週間にわたる活動を目標に、市の教育委員会、学校ともに考えているところであります。

続きまして、総合的な学習の時間における体験活動ですが、例えば東中の例を申し上げますと、1年生では身の回りを見詰めよう、2年生では未来を見詰めよう、3年生では生き方を見詰めようというねらいのもとに学習を進めております。こうした中で、それぞれ東中アドベンチャー・藤岡体験ラリーと称して目的意識を持ってさまざまな市内の施設や商店などの様子を見学し、さらに具体的な課題を見つけ持ち帰り、それを追求するような学習を始めました。このような取り組みは生徒が地域を知り、郷土に対して愛着を持つことへとつながると考えられ、今後もこのような学習を展開をしていくことが期待をされております。

さて、次に議員がご指摘をされました地域の人材を有効に利用することについてお答えをします。すべての中学校で地域の人々に学校に来てもらい、生徒と交流してもらおうとの取り組みも盛んに行っております。例えば、環境について水質検査の指導をしてもらったり、部活動の指導をしてもらったり、外国の様子を語ってもらったりなど、このほかにも地域の人材を活用したさまざまな事業がたくさん見られるようになりました。こうしたことは、生徒の意欲を高め、学習を深めるのにとっても有効であります。今後はこうしたことをさらに継続して、しかも計画的、組織的に行うよう導入する学校評議員制度を活用して、人材バンクの整備など教育条件の整備を側面から支援できるようにしていきたいと考えます。なお、こうした学習では授業時間を弾力的に運用し、従来の一単位時間にとられない運用が大切になると考えます。したがって、50分という時間を先に考えていたこれまでの授業を改め、学習活動に応じて時間を決めていくようにすることが大切であると思います。こうしたことでは、先ほどご指摘のタイム・フリーに通ずるものがあると思っております。

次に、男女混合名簿についてお答えをいたします。文化的・社会的につくられた性別による固定観念を解消しようとする考え、これはジェンダーフリーというふうに言っておりますが、男女共同参画社会の推進に伴い、今後ますます高まるものと考えております。学校教育現場でも性による固定的な役割分担意識の改善を目指し、男女が協力して本当の意



味の男女共同あるいは男女平等社会の基礎を築いていく上からも広まる傾向にあります。

最後になりましたが、男女混合名簿そのものについて実態等をお答えをさせていただき  
ます。県内でも桐生市が既に全面的に実施をいたしております。前橋市・高崎市では試験  
的といいますか、二校が、また粕川小・赤堀南小でもそうしたものが取り入れられ、今  
後広まる傾向にあります。実施した学校の様子を聞きますと、児童・生徒よりも教師の意  
識の変容といいますか、改革といいますか、そういうものが必要だ、こんなお話を伺っ  
ております。また、小寺知事は、男女の特徴に応じた指導や注意の仕方があり、男女差別は  
よくないが区別の必要はあると言及しております。今後こうしたことを受けて、各学校が  
実情に応じて取り組むことが期待されており、21世紀は人権の世紀、こう言われる中で  
人権教育により一層の進化、充実が求められておりますので、今後ともよろしくお願いを  
したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 中易昌司君登壇）

健康福祉部長（中易昌司君） ぐんま女性会議の実施したアンケートの件について、女性政策担当部  
としてお答えをいたします。議員ご指摘のとおり、平成12年11月20日付の上毛新聞  
にぐんま女性会議の実施したアンケート調査の結果が掲載をされました。その中で回答率  
は84%、藤岡市は無回答との記事がありましたのですぐに確認をいたしました。本調  
査用紙は受け付けされておらず、その後、関係各課に問い合わせたところ、受け付けをし  
た部署は見当たりませんでした。したがって、回答ができなかったため、無回答となった  
ものでございます。このため、他意はございません。

また、ぐんま女性会議にも確認をいたしました。各市町村長宛に送付したとのことで、  
無回答の団体についてはあえて催促はしなかったとのことでございます。通常、女性政策  
関連の各種調査につきましては年間数件あり、その都度的確に処理し、回答しておるのが  
現状でございます。なお、記事にありました男女共同参画社会実現のための基本計画につ  
いては、平成8年度に藤岡市女性行動計画、サブタイトル「男女が平等でともに参画する  
社会を目指して」として策定済みでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、アンケートの内容といたしましては、タイトルは行政における男女共同参画社会  
実現のための取り組みに関するアンケートとなっております。質問の要旨といたしまして  
は、1点目として団体名と人口、2点目として回答者名、3点目として男女共同参画社会  
実現の総括の組織と体制について、4点目としてワーキンググループの有無について、5  
点目としてプランの有無と策定期間と協議会等の設置の有無について、6点目として男女  
共同参画の施設の有無及び名称について、7点目として審議会等の女性の登用について、

8点目として女性管理職の状況について、9点目として共同参画の職員研修について、10点目として共同参画の重要な政策課題について、11点目として男女混合名簿の実施の有無について等の内容となっております。

以上でございます。

議長（川野盛幸君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） まず、男女混合名簿の導入ということで今回質問しておりますので、その中でも内部に回答部分が入っていたと思われませんが、先ほどのお話を聞いておりますと、首長宛に相手側の方は発送したけれども、それが来たのかどうか経緯がわからないという形なのです。相手側も出したということであれば、今後またその書類等の管理等をしっかりしていただきまして、県下全域にきているものですから、それつきましてはまた回答がしっかりできるような体制をとっていただければと考えております。また、導入についてですけれども、今後各学校等がそれぞれの立場の中で考えながら検討していくというお答えをいただきましたが、これにつきましてはまたいろいろ議論等の点もあるかと思われまますので、教育長をはじめとした中で検討していただきまして、他市の実情も踏まえながら今後の取り組みをしていただければよろしいのかと考えます。

また、開かれた特色ある学校づくりにつきましての答弁もいただきまして、ビジョンとかは一応理解はできたのですけれども、今後も開かれた特色ある学校づくりを切に希望いたしますので、取り組みに対しまして大いに期待するところですので、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問をさせていただきたいと思えます。中高一貫教育についてです。現在の藤岡市の進学状況に、まず初めに触れさせていただきたいと思えます。現在、藤岡市には5中学校があり、高校につきましては4校、北校、藤女、藤高、藤工がございます。また、現在の中学生の生徒数について、資料によりまして来年度から約650人くらいが毎年卒業していくものと思われまます。また、市内の高校の受け入れ人数定員は160人掛ける4校で640人ということで、市内からの中学校卒業生と高校の受け入れ人数がほぼ同数ということでございます。そこで、直近の進学状況等を調べてみましたが、11年度の市内中学校から市内の高校への12月8日時点での希望進学者人数は288人で、実際に市内の高校に進学した人数は323人でした。今年度の希望進学者人数は、先月の11月15日現在で227人とのことでしたけれども、これから年度末になるわけなので、第一希望ということもありますので、ほぼ同じような最終人数になるのではないかと思われまます。こう見ますと、約半数の子供たちが地元の高校に進学をしているように思われまます。もちろん、中学生の行きたい高校に進学するわけですから、藤岡市の高校だけに進学するべきだ、そういう意見を述べることは考えておりませんので、ご理解していただきたいと

思います。

また、現在のそれぞれの高校につきましては、県教委の方の話によりますと、県教委からトップダウンではなく、それぞれの校長先生の裁量権を持った中で特色のある学校づくりを進めていると伺っております。それぞれの校長先生が中心となって、学校づくりを推進しているものだというわけですが、ここの近くの高校でいきますと吉井高校につきましては、名前は忘れたのですが、テーマを掲げて特色ある学校づくりを進め、希望入学者等が大変増えたというお話も聞いております。もちろん藤岡市の高校についても、さまざまな取り組みが行われることも多少聞きかじっておりますので、これにつきましては県管轄ということもありますので、魅力を持たれるような高校を地元の市に設置されているわけですので、教育委員会の方からも、担当部課からいろいろな形の調整等が図ればよいかと思っておりますので、ご一考をぜひともよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、問題の中高一貫教育の方についてになりますが、藤岡市はまず現在どのような中高一貫教育について取り組んでいるのか。また、それについてどのような考えを持って現状、中学校と高校の連携というのはどう図られているのかということをお答えいただきたいと思っております。また、この中高一貫教育システム自体がこの地域にとり最もよい方法かどうかというのは検討してみたのかも、あわせてお聞きしたいと思いますのでよろしくお聞きしたいと思っております。

また、このシステムに限らずに、今後は藤岡市に合った地域教育システムの構築が大変求められてくることと思っております。今後21世紀が新たな教育原点となり得るようにしていくべきではないかと思っております。これからの教育は多様化していくでしょうし、国や県、そして地方とそれぞれの役割や地域性の中でどのような教育をすることが一番よいのかをさまざま立場の人たちが知恵を出し合って、日々議論を重ねているものと思われまます。ややもすると、どうしても大人たちの意見が優先してしまい、子供たちのためにしている議論も、振り返れば自分たちの理想論が強く出過ぎてしまっているようにも感じるときがままあります。私自身もそうですが、中学生や高校生の気持ちを考えないで、また意見も聞かないで、このような質問をしてよいのだろうかと思うときもあります。もっと子供たちの率直な意見を聞かなければいけませんし、例えば地元の現在の中学生にどのような高校があれば行きたいのか、また高校生には現在の高校生活がどうすればもっと魅力ある学校に生まれ変わるかを聞きまして、それを生かすこともできるのではないかと考えます。要は当事者の学ぶ子供たちが過ごしやすい、生き生きといられる場所づくりを自分たちで作り出すことも一つの教育になるのではないのでしょうか。チャレンジ精神と創造の精神を持った子供たちを一人でも多く育てられるような藤岡市の教育施策をぜひとも推進してもらうことを要望したいと思います。また、来年度からは先ほども答弁の中にありましたけ

れども、学校評議員制度も始まるわけですので、大いに期待をしているところでございます。

最後になりますけれども、市長にもお伺いしたいと思います。第三次総合計画、1996年にスタートしまして今年度で5年目になりますが、ある程度の見直し時期も参りまして、今後の検討等も今、関係部署等でもされていると思われまけれども、教育施策についても教育委員会や関係部署、そして関係団体や市民を巻き込んだ形の21世紀、教育検討委員会的なものの設置をしてみたいというのも一考で、どうでしょうか。まちづくりをするためには、すばらしい人づくりをしてからこそではないかと思っておりますので、市長の教育に対しましての今後の取り組み方、考え方を伺かせいただきまして、私の質問を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（川野盛幸君） 教育部長。

教育部長（斎藤稔一君） 自席からお答えをさせていただきます。

最初に、質問のありました市内中学校から市内の高校への進学状況であります。議員のお話の中にございましたとおり、人数的には昨年の11年度の資料はそのとおりであります。今年度は私の方の推測では若干下回るか、そんなようにとらえております。これは、生徒数が去年よりは下回っているということでそんな答えになるかなと、そういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、ご質問の中高一貫教育につきましては、国から中等教育学校併設型、連携型とこの三つの形が例示をされているところであります。本市におきましては、連携型の一貫教育が考えられるところで、現在もその連携の具体的な取り組みをいたしておりますので、3点ほど具体的内容をお話ししたいと思います。一つ目には、進路指導については毎年、中高進路指導連絡協議会を開催しております。これは中学校5校よりなる進路指導部会と市内の高校4校の教務主任が出席するもので、毎年中学生の卒業後の動向や高校生のその後の様子など、深まりのある情報交換や意見交換がされております。また、保護者の高校訪問や中学校での高校説明会なども行われている状況にあります。

それから、二つ目になりますが、オープンスクールの相互交流ですが、最近は中学校でオープンスクールを行う学校が出てきております。これは従来の授業参観を日数的に拡大し、また参観者も保護者だけでなく、小学生から地域の方々まで広げたものです。こうしたときに、高校の先生方も参観をしております。また、藤岡工業高校でもオープンスクールが既に開かれておまして、市内の中学生はもちろん、中学校の教師も大勢参観をしております。こうした活動は連携を深める上でとても重要なものであると考え、今後この広がりを期待しているところであります。

また、三つ目ですが、生徒指導連絡協議会におきまして、藤岡市を中心に多野郡までを

含めた協議会が現在組織をされております。主に中高生の生徒指導にかかわる問題について情報交換をしております。いずれにしましても、このように今後も郷土の学校という意味からも、話し合いの場や交流の場を設けるようにしまして、連携型が目指す教員・生徒間交流等の連携に向けて取り組んでいきたいと思っております。

この中高一貫教育そのものにつきましても、いろいろな考え方、とらえ方、それから現場におけるいろいろな問題、こうした一概に、簡単に言えない部分もありますので、時間等もかかると思っておりますが、日一日と進んでいくのではないかと、そんなことで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 教育長。

教育長（岡田 要君） 自席からご答弁をさせていただきます。

市長にというお話でございましたのですが、国の方の教育改革国民会議ともう一つ、文部省の中央教育審議会との関係のような形が出てくるのかと思っておりますので、私の方で先にご答弁をさせていただきます。国が教育改革国民会議をつくったというのは、現在の教育問題というものは一文部省の問題ではないという認識から、国民全体の大きな課題である、こういうことから国民会議ができた、こういうふう聞いております。また、中央審議会は文部省の中の一つの諮問機関であり、また国民会議の方は総理の私的な諮問機関でございます。ですから、市に置きかえていきますと、一藤岡市教育委員会の問題ではなくて全市的な大きな課題である、こういうとらえ方をすれば、やはり市長のお考えでそれは検討すべき問題であるというふうに私は考えております。なお、特に高校教育についてのいろいろな検討をする支援体制というふうにとらえておりますので、その辺は重々承知しておりますし、また私は高校の評議員にもなっておりますので、いろいろな意味で支援をしまいたい。また、11市の教育長協議会の会長にもなりましたので、県の方への発言力もやや増えたかと思っておりますので、そういう機会を通じまして県の方へも働きかけをしまいたい、こんなふうにも考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（川野盛幸君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 笠原議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、教育改革というか、教育問題についていろいろ議論されているところでございます。まさに21世紀へもあと半月ほどでございますけれども、私は国全体が未曾有の大転換期に来ているのではなからうかと思うのであります。教育でも、もちろんそういう形の中では教育改革国民会議などを持たれ、新たな教育行政というものをどうしていくかということを議論しているところでございます。突き詰めれば、教育問題はいろいろな形の中では

最後に人づくりという問題に至るわけであります。行政全体を見ておりまして、時代が非常に国際化、情報化、スピード化もされてきておるわけでございます、今まで現行のいろいろなものの考え方や行政のあり方というものを全般的に見直していく、その機会、それはやはり21世紀に向けた一つの節目の大きな年であるというふうに思っております、そんな問題も行政内部には問題提起をしながら、平成13年度のスタートに当たってはいろいろな形で改革を進めていきたいということで、今、議論をしているところでございます。戦後55年を経過する中で、社会構造というか、その構造のほとんどが変化してきている、そういう基本に立ってこれからも考えていかなければいけない。教育においては、教育長を中心にいろいろな形で検討しているわけであります。私ども市長部局とすると、その環境をどうしたらよいか、そうした条件整備をきちっとしていかなければいけないというふうに思っております。

総合計画の問題も出てまいりましたが、これも10年という1スパンは本当に今の時代にどうだろうかという一つの問題もあるわけであり、当然見直しということも伴ってくるのではなからうかというふうにも思っております。あらゆる分野において、そうした時代の変革の中での新たな対応というものは敏感に行っていかなければいけないということでございますので、深いご理解をいただきたい。私が一番感じていることは、高校の学区制の問題から始まった、藤岡市内の高校についての問題が非常に取りざたされてきているわけであり、教育長にも時々問題の提起をしているわけでありますけれども、これだけ優秀な人材が藤岡市にそろっておるわけでありますから、もっともっと充実した高校の教育環境というものを整えてほしい。そういう形の中では、あるいは一貫した中高教育という問題も考えたらどうかという話もしているわけであり、県教委の方でいろいろな問題がありますけれども、むしろ市立の高校だってできてよいのではないか、こういうふうにも思っております、その辺はこれからの教育問題として教育長を中心に検討を進めていきたいというふうにも思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（川野盛幸君） 以上で笠原史嗣君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩